別表十(七)の記載の仕方

- 1 この明細書の I は、医療法人が措置法第67条 (社会保険診療報酬の所得の計算の特例)の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、医療法人が仮決算による中間申告をするときは、この明細書の I 中、「7,000万円」とあるのは「3,500万円」と、「2,500万円」とあるのは「1,250万円」と、「3,000万円」とあるのは「1,500万円」と、「4,000万円」とあるのは「2,000万円」と、「5,000万円」とあるのは「2,500万円」として記載します。
- 2 この明細書のⅡは、農地法第2条第3項《定義》 に規定する農地所有適格法人が措置法第67条の3

- 《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の 課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載し ます。
- 3 この明細書のⅢは、法人が措置法第66条の11 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 4 この明細書のIVは、青色申告書を提出する法人で 措置法第66条の11の2第2項《特定投資運用業者 の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例》 に規定する特定投資運用業者に該当するものが同 条第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。